

淀川労働基準監督署発表
令和7年12月9日

淀川労働基準監督署
電話
06-7668-0268

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(いわゆる労災かくしの疑い)

令和7年12月9日、淀川労働基準監督署（署長 久米川 晴民）は、都市クリエイト株式会社ほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- (1) 都市クリエイト株式会社（以下「被疑会社」という。）
本社所在地 大阪府高槻市上田辺町
事業内容 産業廃棄物処理業
(2) 被疑会社取締役A（以下「被疑者A」という。）

2 違反条文等

- 労働安全衛生法違反
同法第100条第1項
労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）
同法第120条第5号（罰則）
同法第122条（両罰規定）

3 事件の概要

被疑会社の労働者Bが、令和6年8月16日、大阪府豊中市原田南に所在する被疑会社プラント内において、作業中に左足を負傷し、同日から4日以上休業したのに、被疑者Aは、淀川労働基準監督署長に対し、労働者死傷病報告を提出しなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

適用法条文は、別紙のとおり。

適用法条文

労働安全衛生法

(報告等)

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2~3 (略)

(罰則)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一~四 (略)

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

六 (略)

(両罰)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。